

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○あいち森と緑づくり税条例の一部を改正する条例	第33号	(税務課)	3
○愛知県障害者差別解消推進条例及び手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	第34号	(障害福祉課)	3
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例	第35号	(生活衛生課)	5
○公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例	第36号	(同)	6
○動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第37号	(同)	6

本号で公布された条例のあらまし

◇あいち森と緑づくり税条例の一部を改正する条例 (条例第33号)

- 1 県民税の均等割の税率の特例措置の適用期間を5年間延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県障害者差別解消推進条例及び手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 合理的配慮等の定義に関する規定の整備を行うこととした。
- 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることを受け、事業者から合理的配慮がなされなかった障害者及びその家族等は、知事に対し、助言、あっせん又は指導を行うよう求めることができることとした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2及び3の一部については、令和6年4月1日から施行することとした。

◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の事業譲渡についての知事の承認に関する規定の整備を行うこととした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 公衆浴場法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 犬及び猫を10頭以上飼養し、又は保管する者は、その事実が発生した日から30日以内に知事に届け出なければならないこととした。
- 2 知事は、1の届出をした者が犬及び猫の適正な飼養又は保管に関する理解を深めるための講習を実施することとした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

条 例

あいち森と緑づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十三号

あいち森と緑づくり税条例の一部を改正する条例

あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和五年度」を「令和十年度」に改める。

第三条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県障害者差別解消推進条例及び手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十四号

愛知県障害者差別解消推進条例及び手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

（愛知県障害者差別解消推進条例の一部改正）

第一条 愛知県障害者差別解消推進条例（平成二十七年愛知県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

前文中「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を「不当な差別的取扱い」に改める。

第一条中「（障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第七号に規定する事業者をいう。以下同じ。）」を削る。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる

ような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

一 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害すること又は合理的配慮をしないことをいう。

二 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由なく、次に掲げる取扱いをすることをいう。

イ 障害又は障害に関連する事由を理由としてする取扱いのうち、財・サービス又は各種機会の提供の拒否、これらの提供に当たつての場所、時間帯等の制限、障害者でない者に対しては付さない条件の付加その他の障害者でない者と異なる取扱い（障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置を除く。）

ロ 障害者でない者と同じの取扱いであるが、結果として、障害者でない者に比して不利となる取扱い

四 合理的配慮 現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明（障害の特性等により障害者本人が意思の表明をすることが困難な場合において、その家族、介助を行う者その他のコミュニケーションを支援する者が補佐して行われるものを含む。）があつた場合において、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う必要かつ適当な現状の変更又は調整であつて、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

五 事業者 商業その他の事業を行う法人その他の団体（その目的が営利であるか非営利であるかを問わない。）又は個人をいう。ただし、国、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第五号に規定する独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）及び同条第六号に規定する地方独立行政法人を除く。

第四条第二項中「県は、」の下に「国及び」を加える。

第七条（見出しを含む。）中「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮」を「合理的配慮」に改める。

第八条第一項中「障害を理由として障害者でない者と」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。

第九条第一項中「障害を理由として障害者でない者と」を削り、同条第二項中「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」

を「合理的配慮」に、「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十条第一項中「を設置する等」を「の設置、人材の育成及び確保のための措置その他の」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(情報の収集、整理及び提供)

第十二条の二 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するため、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

第十三条第一項中「受けた」を「受け、又は同条第二項の規定に違反して合理的配慮がなされなかった」に、「事案」を「事案又は当該合理的配慮がなされなかったことに該当する事案」に改め、同条第三項中「した」を「し、又は同項の求めに係る合理的配慮をしなかった」に改め、同条第六項中「障害者及びその家族その他の関係者が」を削り、「受けたと認める場合」を「受け、又は同条第二項の規定に違反して合理的配慮がなされなかったと認める障害者及びその家族その他の関係者」に改める。

(手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の一部改正)

第二条 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(平成二十八年愛知県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

前文中「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮」を「合理的配慮」に改める。

第二条第三号中「を含む。」を「及び高次脳機能障害を含む。、難病に起因する障害」に改め、「障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第二号に規定する」を削り、「社会的障壁」の下に「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」を加える。

第八条第一項中「障害者基本法」の下に「(昭和四十五年法律第八十四号)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中愛知県障害者差別解消推進条例第九条第二項の改正規定(「するように努めなければ」を「しなければ」に改める部分に限る。)並びに第十三条第一項及び第三項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の愛知県障害者差別解消推進条例第十三条第六項の規定の適用については、同項中「第一項中」とあるのは「第一項中「事案」とあるのは「事案又は当該合理的配慮がなされなかったことに該当する事案」と、」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」とする。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十五号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和四十五年愛知県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二条中「及び第三条の三第三項」を、「第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第四条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に、「の各号に定めるとおり」を「に掲げる事由」に改め、同条第一号中「でい酔し」を「泥酔し」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十六号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和四十七年愛知県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

附 則

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に浴場業の譲渡があつた場合における公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百二十九号）第二条第一項の許可に係る公衆浴場の設置の場所の配置の基準については、なお従前の例による。

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十七号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 飼い主の遵守事項（第五条）」を

「第二章 飼い主の遵守事項等

第一節 飼い主の遵守事項（第五条）

第二節 多頭飼養の届出等（第五条の二―第五条の四）

第三節 雑則（第五条の五）

に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 飼い主の遵守事項等

第二章中第五条の前に次の節名を付する。

第一節 飼い主の遵守事項

第五条第一項第一号中「えさ及び水を与える」を「給餌及び給水を行う」に改める。

第二章に次の二節を加える。

第二節 多頭飼養の届出等

（多頭飼養の届出）

第五条の二 犬（生後九十日以内のものを除く。以下この条及び次条第二項において同じ。）又は猫（生後九十日以内のものを除く。以下この条及び同項において同じ。）の飼い主は、その飼養し、又は保管する犬及び猫の数が一の飼養場所（同一敷地内に存する飼養場所が二以上であるときは、これらの飼養場所を一の飼養場所とみなす。）において十以上となったときは、その日から三十日以内に、当該一の飼養場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 飼養場所の所在地

三 飼養し、又は保管する犬及び猫の数及び性別並びにそのうち不妊又は去勢の措置が実施されたものの数

四 飼養場所の規模（飼養施設があるときは、その構造を含む。）

五 周辺的生活環境を保全する方法

2 前項において「飼養場所」とは、次に掲げる場所をいう。

一 飼養施設（当該飼養施設（建物内に存するときは、当該建物）の敷地を含む。）

二 おり、柵、塀等の囲いを設けた場所（前号に規定する敷地を除く。）

3 第一項の規定による届出には、次に掲げる事項を明らかにした図面を添付しなければならない。

一 犬及び猫を飼養し、又は保管する場所

二 前号に掲げる場所においてそれぞれ飼養し、又は保管する犬及び猫の数（不妊又は去勢の

措置が実施されていないものがあるときは、その数を含む。)

4 第一項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法第十二条第一項第四号に規定する第一種動物取扱業者又は法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者がその業として犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校において、教育のために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

三 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設において、獣医師が診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

四 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

五 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十条の五第三項各号に掲げる場合

（変更等の届出）

第五条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、同項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼養場所において飼養し、又は保管する犬及び猫の数が十未満となつたときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（講習の実施等）

第五条の四 知事は、第五条の二第一項の規定による届出をした者が犬及び猫の適正な飼養又は保管に関する理解を深めるための講習の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

第三節 雑則

（適用除外）

第五条の五 この章の規定は、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の区域については、適用しない。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現にその飼養し、又は保管する犬（生後九十日以内のものを除く。）及び猫（生後九十日以内のものを除く。）の数が改正後の動物の愛護及び管理に関する条例第五条の二第一項の一の飼養場所において十以上である同項の飼い主に対する同項の規定の適用については、同項中「その日から三十日以内」とあるのは、「令和六年四月三十日まで」とする。